

表 3-1: 市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例件数(回答数:708)

事例の種類	国 の 調査票の 該当番号	該当事例のあつ た団体			該当事例のなかつた団体			回答全体で集計			
		(ア) 団体数 (団体)	(イ) 回答全 体に占 める比 率(%)	(ウ) 事例数 (団体)	(エ) 無回 答・不 明等 (団体)	(オ) 小計 (団体)	(カ) 回答全 体に占 める比 率(%)	(キ) 合計 (件)	(ク) 平均 (件)	(ケ) 標準 偏差	(コ) 全ての相 談件数に 占める比 率の平均 (%)
幼稚園、または学校での事例		2	0.28	611	95	706	99.72	2	0.00	0.06	0.02
保育所での事例		1	0.14	612	95	707	99.86	1	0.00	0.04	0.01
医療機関での事例		21	2.97	591	96	687	97.03	25	0.04	0.24	0.24
養護者虐待の判断に至らなかつた事例	第3票問5③	169	23.87	457	82	539	76.13	411	0.66	1.57	3.57
事実確認調査を行つたが施設虐待の判断に至らなかつた事例	第4票問4①-3	94	13.28	532	82	614	86.72	146	0.23	0.86	1.23
事実確認調査を行つてない他の施設虐待の事例	第4票問4②-4	27	3.81	569	112	681	96.19	42	0.07	0.38	0.40
事実確認調査を行つたが使用者虐待の判断に至らなかつた事例	第5票問5①-3	39	5.51	583	86	669	94.49	48	0.08	0.32	0.46
事実確認調査を行つてない他の使用者虐待の事例	第5票問5②	10	1.41	586	112	698	98.59	12	0.02	0.17	0.13
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事例		33	4.66	592	83	675	95.34	41	0.07	0.31	0.38
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事例		38	5.37	587	83	670	94.63	47	0.08	0.34	0.46
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例		28	3.95	597	83	680	96.05	34	0.05	0.27	0.33
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例		29	4.10	597	82	679	95.90	44	0.07	0.47	0.43
セルフネグレクトの事例		9	1.27	621	78	699	98.73	11	0.02	0.16	0.12
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの		15	2.12	615	78	693	97.88	23	0.04	0.28	0.21

表3-2:市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例件数(回答数:708)

事例の種類	国の調査票の該当番号	該当事例のあった団体			
		(サ) 団体 (団体)	(シ) 平 均 (件)	(ス) 標準偏差	(セ) 連携の実施状況
		2	1	0.00	☆(団体) 〇(団体)
幼稚園、または学校での事例					0 0
保育所での事例		1	1		0 0
医療機関での事例		21	1.19	0.60	0 0
養護者虐待の判断に至らなかつた事例	第3票問5③	169	2.43	2.21	21 22
事実確認調査を行つたが施設虐待の判断に至らなかつた事例	第4票問4①-3	94	1.55	1.71	6 6
事実確認調査を行つてないその他の施設虐待の事例	第4票問4②-4	27	1.56	0.97	0 0
事実確認調査を行つたが使用者虐待の判断に至らなかつた事例	第5票問5①-3	39	1.23	0.48	3 0
事実確認調査を行つてないその他の使用者虐待の事例	第5票問5②	10	1.20	0.63	0 0
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事例		33	1.24	0.61	0 0
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事例		38	1.24	0.68	5 2
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例		28	1.21	0.50	2 0
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例		29	1.52	1.66	2 0
セルフネグレクトの事例		9	1.22	0.67	1 2
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの		15	1.53	0.99	0 0

表4：医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査 集計結果

回答総数	40(配布数 233, 回収率 17.17%)
総病床数	平均 363.25(±157.32)床
平均外来患者数	中央値 225.7人／日

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知	広報紙	対象となるもの					
		職員	患者	地域住民			
相談窓口及び 通報義務の周 知の方法	実施	14(35.00%)	12(30.00%)				
		25	27				
		1	1				
	未実施	0	1(2.50%)				
		37	36				
		3	3				
	無回答	1(2.50%)	3(7.50%)				
		36	34				
		3	3				
パンフレッ ト	実施	1(2.50%)	3(7.50%)				
		36	34				
		3	3				
	未実施	1(2.50%)	3(7.50%)				
		36	34				
		3	3				
	その他	16(40.00%)	13(32.50%)				
		21	25				
		3	2				
講演会や広報等による啓発 活動	実施	12(30.00%)	3(7.50%)	1(2.50%)			
		27	36	36			
		1	1	1			
専門的な職員 の確保		研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施	独自の対応マニュアル等 の作成			
実施	20(50.00%)	21(52.50%)	12(30.00%)	7(17.50%)			
未実施	18	17	27	32			
無回答	2	2	1	1			
院内ネットワ ークの構築		地域のネットワ ークへの参加	地域のネットワークに参加する、院内ネットワークの構成員 医師 看護師 ソーシャル ワーカー 事務職員 その他				
実施	11(27.50%)	9(22.50%)	6(66.67%)	5(55.56%)	7(77.78%)	5(55.56%)	3(33.33%)
未実施	27	30	2	3	1	3	4
無回答	2	1	1	1	1	1	2

一時保護への協力		虐待を行った養護者への相談、指導または助言	セルフネグレクトへの対応
実施	4(10.00%)	9(22.50%)	14(35.00%)
未実施	34	30	25
無回答	2	1	1

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)

中央値 2.12%

講演会や広報等による啓発活動	対象となるもの		
	職員	患者	地域
実施	4(10.00%)	1(2.50%)	0
未実施	35	38	39
無回答	1	1	1

独自の対応要領等の作成		対応要領等の公表
実施	3(7.50%)	1(33.33%)
未実施	36	2
無回答	1	0

実施している合理的な配慮					
手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助	
実施 3(7.50%)	17(42.50%)	26(65.00%)	7(17.50%)	22(55.00%)	
未実施 34	20	11	30	15	
無回答 3	3	3	3	3	
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容	
実施 17(42.50%)	1(2.50%)	権利擁護制度の案内	7(17.50%)	・センター内移動時の援助他必要に応じた援助 ・車椅子対応トイレ、手すり ・車いす、ストレッチャー、スロープ(車いす対応)、障害者用トイレ(車いす用トイレ)、自動販売機(車いす対応)、杖掛け、筆談用メモボード、PT・OT・STの確保 ・ケースワーカーを7名常時配置させ、退院計画、行政機関との調整を行っている	
未実施 18	24		26		
無回答 4	15		7		

障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル		特定して用意している診療科名等について診療科を特定したもの用意している
実施	2(20.00%)	小児科(重症心身障害)、神経内科、精神科
未実施	8	
無回答	0	

表5:各職種の時給・分給単価の例

	年収 (千円)	月給 (給与額)	時給(円)	分給(円)	出典	その他
医師	14,995		7,498	125	a	
看護師	4,692		2,346	39	a	
精神保健福祉士	3,775		1,887	31	a	
作業療法士	4,287		2,144	36	a	
その他病院職員	3,229		1,615	27	a	
スクールソーシャルワーカー			1,500		b	
全国相場 3,500～5,000						
弁護士(1回1時間の法律相談で終結した場合)			5,000～10,000		c	
看護師・保健師	403,608		2,604	43	d	
生活支援員	160,200		1,034	17	g	
介助員(民間施設)	221,000		1,426	24	e	
介助員(県施設職員)	388,124		2,504	42	e	
一般行政職(政令市)	453,208		2,924	49	d	
一般行政職(県)	433,098		2,794	47	d	
警察官	462,861		2,986	50	e	
ケアマネージャー						
最低賃金			749	12	f	

a:泉田信行, 野田寿恵, 杉山直也, 伊藤弘人. 精神科急性期治療導入時の資源投入量に関する調査・検討. 精神医学52(8):773-782, 2010.

b:田代信久, 堀口寿広. 試行的実施事業によるスクールソーシャルワーカーの活動報告. 小児保健研究69(9):823-829, 2010.

c:日本弁護士連合会. 2008年度アンケート結果版 アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安, 2009.

d:千葉市平成25年度給与(平成25年4月1日)より。看護師・保健師については平均年齢41.2歳の職員の平均給与額。一般行政職については平均年齢42.3歳。千葉市のラスパイレス指数(平成24年度)は109.6(全国の政令市の平均が109.3)。千葉県の一般行政職の平均給与については平均年齢43.4歳。時給は月給÷155時間(7.75時間×20日)で計算。

e:平成24年度千葉県公表。平均年齢は51.9歳。千葉県の平成24年度ラスパイレス指数は110.5(都道府県平均は107.5)。民間福祉施設介助員の数値については平均年齢36.4歳。警察官は都道府県の平均値。平均年齢39.3歳。時給単価の算出方法は千葉市のものと同じ。

f:厚生労働省:地域別最低賃金の全国一覧より 平成24年度の数値。

g:中核地域生活支援センターを受託するある社会福祉法人の募集広告より大卒者の数値(平成25年4月1日採用予定分)。

表 6:虐待事例の記録に関する調査 を実施するために実施したヒアリング対象地域(順不同)

団体種別	団体名	備考
都道府県	北海道	
	千葉県	
	東京都	児相担当部局へのヒアリング
	大阪府	権利擁護センター担当者への電話での聞き取り
	熊本県	
政令市	神奈川県 川崎市	
	埼玉県 さいたま市	
	大阪府 堺市	
市区町村	埼玉県 行田市	
	千葉県 船橋市	
	旭市	委託を受けている中核地域生活支援センター
	君津市	委託を受けている中核地域生活支援センター
	浦安市	
	東京都 調布市	
	神奈川県 小田原市	
	茅ヶ崎市	
	長崎県 長崎市	
	東京都 世田谷区	
	神奈川県 開成町	
その他	千葉県 各中核地域 連絡協議会を通じて依頼 生活支援セ ンター等	

資料 1

障害者虐待に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

アンケート（都道府県）

※ご回答は機械で処理いたしますので調査用紙原本のご返送にご協力下さい

1. 貴地域についてお教えください。調査結果の報告等で貴団体の名称又は特定し得る情報が出ることはございません

_____都・道・府・県 地方公共団体コード

--	--	--	--	--	--

地域人口をお教えください _____人 (平成____年____月____日時点)

障害者数をお教え下さい (手帳取得者ベース) 身体_____人 知的_____人 精神_____人
(平成____年____月____日時点)

2. 障害者権利擁護センターの設置状況についてお教え下さい

	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日時点)	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日時点)
(1) センターの実施形態	<input type="checkbox"/> 直営のみ <input type="checkbox"/> 委託のみ <input type="checkbox"/> 直営と委託の両方	<input type="checkbox"/> 直営のみ <input type="checkbox"/> 委託のみ <input type="checkbox"/> 直営と委託の両方
(2) 委託がある場合の事務の委託状況 ※ (1) で <input checked="" type="checkbox"/> を選んだ場合	<input type="checkbox"/> 通報又は届出の受理 <input type="checkbox"/> 相談・指導及び助言 <input type="checkbox"/> 広報・啓発活動	<input type="checkbox"/> 通報又は届出の受理 <input type="checkbox"/> 相談・指導及び助言 <input type="checkbox"/> 広報・啓発活動
(3) 予算 センター業務を実施するための予算として計上しているもの(人件費、機器整備費、研修開催費等)もしくは担当課の業務に係る予算のうちでセンターの予算として容易に区分けができるもの	円 (決算額、または回答記入時点での補正等を受けた最新の値)	円 (回答記入時点での概算要求額等の最新の値)

(4) センターの人員配置 (平成 26 年 3 月 31 日および 4 月 1 日時点)

直営と委託の双方を実施している場合は下欄では数値を分けてご記入ください。

いずれも非常勤等の換算(例: 0.5 等)はなさらず実人数をご回答下さい。

	専従	兼任	その他 ()
相談員 (専門職員) 電話での相談業務や調査の実施など実務を担当する方	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人 【第 8 票問 4】障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人 左記以外の職員(例: 担当課の職員が兼務・併任等の辞令が交付される等し当番等を定めてセンター業務に従事している場合等)	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人 左記以外の職員
事務担当職員 相談員以外の方	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人 上段以外の職員(例: 従事する業務が文書作成や電話受付のみで相談者との電話での対応や面談等を実施しない職員等)	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人 左記以外の職員(例: 担当課の職員が兼務・併任等の辞令が交付される等し当番等を定めて左記の業務に従事している場合等)	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人 左記以外の職員
その他 ()	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人	平成 25 年度分_____人 平成 26 年度分_____人

3. 平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に窓口に寄せられた相談件数は

調査結果の報告等では統計的に処理した数値を扱い、個別のご回答を抜き出して記載することはいたしません

_____件（実人数_____人）虐待を受けたとされるもの（被虐待者）の人数ではなく、相談・通報等の件数です。
同一の方からの複数回にわたる相談等を区別して相談者の人数として計数されている場合は、あわせて実人数をご回答下さい。

4. そのうち、障害者虐待があると判断された件数は

_____件（実人数_____人）虐待事例の件数と被虐待者の人数です。

障害者虐待事例について、詳細をご回答いただける場合は次のページにご記入ください。

5. 養護者による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第 9 票問】都道府県に相談・通報・届出があった事例の被虐待者の障害種別（重複可）

合計 件 人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害（発達障害をのぞく）	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他心身の機能の障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

6. 障害者福祉施設従事者等による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第 10 票】都道府県における対応件数+市区町村から都道府県に届出のあった事例の被虐待者の障害種別（重複可）

合計 件 人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害（発達障害をのぞく）	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他心身の機能の障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

7. 使用者による虐待事例の件数・被虐待者の人数は

【第 14 票】都道府県における対応件数+市区町村から都道府県に通知のあった事例の被虐待者の障害種別（重複可）

合計 件 人	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
身体障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
知的障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
精神障害（発達障害をのぞく）	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
発達障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
その他心身の機能の障害	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人

8. 1 ページ問 3. のうち、次のA～Mのような事例がございましたら、どのように対応をされたかお教えください。お手数ですが当てはまるものすべてについて、□の枠中に丸をお書き入れ下さい。

このページより、平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の間に窓口に寄せられた相談のうち、該当するものについてお答えいただきます。厚生労働省より回答依頼（障障発 0611 第 1 号（平成 25 年 6 月 11 日付））のあった調査票とご照合いただけます。調査票の番号（第〇票）と質問番号（問〇）を記載してあります。

調査結果の報告等では統計的に処理した数値を扱い、個別のご回答を抜き出して記載することはいたしません

A. 都道府県における障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査票（第 8 票）から
問 16 「法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付の相談等の受付」の実施の体制について
実施していますか

- 実施している · 実施していない ←当てはまるものに□を入れて下さい。
(→ご回答の内容にかかわらず以降の質問すべてにもご回答ください。)

A-1. 虐待が行われているとされる場所が幼稚園、または学校であった

該当する事例がありましたか

あつた（_____件、実_____人）* · なかつた *件(人)数は A-2 以降の各項目との重複を含みます

上で「あつた」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の□に○がつかなくても次の□に○がつくこと、いくつかの□を飛ばして下の□に○がつくことはあります

各項目の説明は次頁に例を記載いたしております。

下記のいずれの対応も実施していなかった場合であっても、右欄の確認手続きのみを実施することはありません

相談・通報をしたものに、判断の結果について報告した



A-2. 虐待が行われているとされる場所が保育所であった

該当する事例がありましたか

あつた（_____件、実_____人）* なかつた *件(人)数はA-3以降の各項目との重複を含みます

上で「あつた」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、一度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の□に○がつかなくても次の□に○がつくこと、いくつかの□を飛ばして下の□に○がつくことはあります



表の回答欄の記載（例）

該当する対応の内容（例）

相談・通報をしたものに、判断の結果について報告した	担当者会議の開催の有無にかかわらず、相談者に対し、相談の内容は福祉制度の利用の仕方に関するものであると解釈を説明すること、「当課は担当部署ではない」「虐待防止法の対象には含まれない」と回答をすることなど
都道府県が設けた相談窓口の電話番号等を案内した	会議等の有無によらず「ご相談の主旨から〇〇に相談されることをお勧めします」といった、適切と思われる部署や他機関を相談者に案内することなど センターが設置されている同課内でのご対応については、この調査では「連携」とはしないため、該当しないものとします
担当部署へ相談があつたことを報告し情報を提供した	相談者から依頼されて行う場合もありますが、「このようなご相談がありましたのでそちらを紹介しました」「ご相談がそちらにあるかもしれません」と、紹介先の機関へ連絡することなど
担当部署より相談があつたことを連絡を受けて確認した	紹介した機関から「該当すると思われるご相談がありました」と連絡を受けること 後日「そちらへご相談がありましたか」と照会することなど
担当部署より、実施した対応の内容について連絡を受けて確認した	紹介した機関から「当課で対応していくことと致しました」など、紹介した事例がどのように対応されたのかについて情報を得ることなど
相談・通報をしたものに、実施された対応の内容について確認した	紹介した機関からの情報の有無にかかわらず、相談者に「何らかの対応がなされたか」「その後問題が解決したか」と確認の電話をすることなど